

7/9
国民新聞

安保法案「違憲」の審判

憲法学者の意見鮮明

アンケート

本紙は、他国を武力で守る集団的自衛権行使を柱とする安全保障関連法案に関する院憲法審査会に自民党推薦で出席した長谷部恭男・早稲田大教授をはじめ、青井未帆・学習院大教授、愛敬浩一・名古屋大教授ら百八十四人。回答者の90%以上が違憲と考へている現状が鮮明になった。【関連③面】

(回答率62%)のうち、法案を「憲法違反」(違憲)としたのは、六月四日の衆議院憲法審査会に自民党推薦で出席した長谷部恭男・早稲田大教授をはじめ、青井未帆・学習院大教授、愛敬浩一・名古屋大教授ら百八十四人。回答者の90%以上が違憲と考へている現状が鮮明になった。【関連③面】

(回答率62%)のうち、法案を「憲法違反」(違憲)としたのは、六月四日の衆議院憲法審査会に自民党推薦で出席した長谷部恭男・早稲田大教授をはじめ、青井未帆・学習院大教授、愛敬浩一・名古屋大教授ら百八十四人。回答者の90%以上が違憲と考へている現状が鮮明になった。【関連③面】

「違憲」「合憲」と回答した主な理由

- ▶集団的自衛権は憲法を逸脱しないなどとして、「その他の」回答した人も十三人
- ▶立憲主義に反する
- ▶歴代政権の憲法解釈に反する
- ▶「存立危機事態」は政府の裁量次第
- ▶「後方支援」は武力行使と一体化
- ▶自衛隊の存在自体が違憲

- ▶自衛権を「個別的」「集団的」に分ける必要はない
- ▶法令に反しない範囲の解釈変更是政府の裁量権限

- ▶まず政府見解の意義を国会が確定すべき。それなしに法案の合憲・違憲を議論できない

*四捨五入により100%にならない

した人が最も多く、六割を超えた。政府は安保法案で認めた集団的自衛権は「限定的にとどまる」と合憲性を主張する。だが「たとえ限りない限り不可能」(阪口正二郎・一橋大教授)と、限定容認を含め否定する意見も含めた総数三百二十八人でみても過半数を占めた。

手続ぎに関しては、安倍政権が昨年七月、閣議決定だけで憲法解釈を変更したことに関して、「内閣の閣議決定で変更した手法に問題がある」(高橋利安・広島修道大教授)との批判が目立つた。手続き上の問題点多かった。手続き上の問題点多かった。手続き上の問題点多かった。

記述による理由では、集団的自衛権の行使容認が憲法の基礎とする」とは自衛権不明確で、限定は事実上ないに等しい」(木下昌彦・神戸大准教授)といった疑惑が示された。一方、安保法案を「合憲」とした人は「個別的か、集団的かを憲法判断

アングルの方法
アンケートの方法
成26年度全国大学一覧(文部科学省協会)が掲載している大学院の法学系の学部、学科、研究科で、憲法審査会に自民党推薦で出席した長谷部恭男・早稲田大教授をはじめ、青井未帆・学習院大教授、愛敬浩一・名古屋大教授ら百八十四人。回答者の90%以上が違憲と考へている現状が鮮明になった。【関連③面】

うして合憲か違憲か」。
(ア)合憲である(イ)違憲である(ウ)その他「の選択肢から選び、理由を記述してもらつた。
問2は「憲法9条は改正すべきかどうか」。選択肢は(ア)改正するべきだ(イ)改正するべきではない(ウ)その他で、その理由も尋ねた。
問3は、憲法をめぐる状況について、意見を自由に記述してもらつた。